別記様式第四号中「宅地建物取引主任者資格登録簿」を「宅地建物取引士資格登録簿」に、「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

別記様式第七号中「宅地建物取引主任者資格登録簿変更登録申請書」を「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」に改める。

別記様式第七号の一中「宅地建物取引主任者死亡等届出書」を「宅地建物取引士死亡等届出書」に、「宅地建物取引主任者について」を「宅地建物取引士について」に改める。

別記様式第七号の一の一中「宅地建物取引主任者証交付申請書」を「宅地建物取引士証交付申請書」に、「宅地建物取引主任者証の」を「宅地建物取引士証の」に、「取引主任者証の有効期限」を「宅地建物取引士証の有効期限」に改め、同様式の備考⑤中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

別記様式第七号の二中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

別記様式第七号の四中「宅地建物取引主任者証書換え交付申請書」を「宅地建物取引士証書換え交付申請書」に、「宅地建物取引主任者証記載事項」を「宅地建物取引士証記載事項」に、「宅地建物取引主任者証の」を「宅地建物取引士証の」に改める。

別記様式第七号の五中「宅地建物取引主任者証再交付申請書」を「宅地建物取引士証再交付申請書」に、「宅地建物取引主任者証の」を「宅地建物取引士証の」に、

再交付を申請する理由
1．亡失　2．滅失　3．汚損　4．破損

を

再交付を申請する理由
1．亡失　2．滅失　3．汚損　4．破損　5．その他の事由

に改め、同様式の備考④中「汚損又は破損」を「汚損、破損又はその他の事由」に、「その汚損し、又は破損した宅地建物取引主任者証」を「申請者が現に有する宅地建物取引士証」に改める。

別記様式第八号の二及び同様式の備考2、別記様式第九号、別記様式第十号、別記様式第十一号の二並びに別記様式第十二号及び同様式の備考3中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

別記様式第十二号の二の備考1④中「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

別記様式第十五号の別表①の備考1及び別記様式第十六号の四の別表①の備考1中「100分の1」を「100分の5」に改める。

別記様式第二十七号及び第二十八号中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

（積立式宅地建物販売業法施行規則の一部改正）

第二条　積立式宅地建物販売業法施行規則（昭和四十六年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第一項第三号中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

別記様式第十の（記載上の注意）21ハ及び27イ(ろ)中「100分の1」を「100分の5」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十一号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の宅地建物取引業法施行規則別記様式第十五号及び第十六号の四並びに積立式宅地建物販売業法施行規則別記様式第十は、平成二十七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年十月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―五五―一一〇

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表の一の表鹿児島県の項中「大島自動車検査登録事務所」を「奄美自動車検査登録事務所」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。